奥州市監查委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、 同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月12日

奥州市監査委員 松 本 冨二朗 奥州市監査委員 千 田 永 奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査 平成29年9月21日及び22日

本監査 次のとおり

部課等(機関)名	実施期日
胆沢愛宕小学校	
若柳小学校	
前沢小学校	平成29年 9 月28日
前沢中学校	
衣里小学校	
胆沢第一小学校	
衣川中学校	平成29年 9 月29日
衣川小学校	十/X23十 9 月 29 日
南都田小学校	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成29年度(平成29年4月1日から平成29年8月31日まで)における財務等に関する 事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市 監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、こ れを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施し た。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
前沢小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認めら れた。
前沢中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認めら れた。

胆沢第一小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認めら
	れた。
南都田小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認めら
	れた。
若柳小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認めら
	れた。
胆沢愛宕小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認めら
	れた。
衣川小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認めら
	れた。
衣里小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認めら
	れた。
衣川中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認めら
	れた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその 都度関係職員に改善を求めた。